

消防用設備保守点検業務委託契約書（案）

那覇市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは次の条項により契約を締結する。

第1条 件名、業務場所、履行期間、契約金額、契約保証金及び特約事項は次のとおりとする。

- (1) 件 名 令和7年度那覇市学校給食センター消防用設備保守点検業務委託
- (2) 業務場所 別紙仕様書のとおり
- (3) 履行期間 契約締結日～令和8年3月31日
- (4) 契約金額 ￥（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥）
- (5) 契約保証金 那覇市契約規則第30条第1項第9号の規定により免除
- (6) 特約事項 前払金は適用しない

第2条 契約対象業務の範囲、保守期間、保守業務内容については別紙仕様書のとおりとする。

第3条 契約金額の支払いは2回払いとし、乙は総合点検作業完了後に￥（契約金額の50%以内）、履行期間満了後に￥（契約金額の残金）を甲に請求することができる。

- 2 甲は乙から支払い請求があったときは、請求日より30日以内に支払うものとする。
- 3 甲が約定の支払い時期までに対価を支払わない場合の遅延利息の額は、遅延日数に応じ、未支払金に支払遅延防止法の率を乗じて計算した額とする。

第4条 本契約書にいう設備の保守点検実施につき、次の事項を協定する。

- (1) 乙は設備の機能保守のため、消防法第17条の3の3の規定による同法施行規則第31条の6並びに消防庁告示第3号に基づき保守点検を行い、以って甲の防火管理者の行う保守点検業務を補佐する。
- (2) 乙は所定の日時に専門の技術員を派遣して、所定の「点検基準」に準じて作業を実施する。
- (3) 点検作業の結果あるいは処置の内容を所定の様式を以って甲に報告し、甲はこれを確認の上、点検票に押印する。
- (4) 甲は常にこの設備が正規の状態にあることに留意し、万一火災その他によって作動したとき又は甲が故障を発見したときあるいは甲がこの設備に影響を及ぼす恐れのある模様替え等の工事を行うときは速やかに乙に通知し、甲乙は協力して設備の保全に努めなければならない。
- (5) この作業の結果、事故、不備な点を発見したときは乙はこれを甲に報告し、両者協議の上、最善の措置をとること。
- (6) 保守点検に要する材料は乙の負担とする。
- (7) 次の場合に要する費用は甲の負担とする。
 - ア 甲の都合による工事又は模様替え等のため、設備の移転あるいは改修を要する場合
 - イ 設備の破損若しくは老朽化により機器の取替えが生じ、これを甲が認めた場合
 - ウ 天災地変及び甲の責任により設備に障害が生じた場合
- (8) 乙の従業員が甲の施設内で行う乙の業務上の行為はすべて乙の責任とする。
- (9) 本契約の期間中に社会情勢の変動、労務費、資材費、交通費等の改定又は施設数量の変更等のあったときは、甲乙協議の上料金の改定等適切な処置をとる。

第5条 甲は、次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (2) 乙の委託業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
 - (3) 乙、又は乙との間にこの契約に係る物品等の購入契約その他の契約を締結するものが暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。
 - (4) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は、甲にその損失の補償を請求することができない。
- 3 乙は、この契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の30日前までに文書により甲に申し出なければならない。

第6条 乙の故意又は過失により、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙は損害賠償を負うものとする。

第7条 本契約に規定しない事項が発生したときは、甲乙両者協議の上決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し双方が記名押印して各自その1通を所持する。

令和 7 年 4 月 日

甲 （所在地） 那覇市泉崎1丁目1番1号
（名 称） 那覇市
（代表者） 那覇市長 知 念 覚

乙 （所在地）
（名 称）
（代表者）